

特定非営利活動法人あかるくする会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あかるくする会という。(以下、略称をNPO法人あかるくする会という。)

(事 務 所)

第2条 NPO法人あかるくする会の主たる事務所は、滋賀県草津市大路1丁目1-1 Lt932-5F・Bに置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 NPO法人あかるくする会は、夢とロマンに満ちた希望の持てる社会の実現を目指して、安心・安定・安全な街づくり推進事業、生活福祉の向上と各種の文化・体育・健康維持増進事業、パソコン等を駆使した教育・研修・指導事業、を行い、以って地域社会の活性化に貢献すると共に発展振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 NPO法人あかるくする会は、前条の目的を達成するために、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成と促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体との提携、又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 NPO法人あかるくする会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 地域社会を明るくするための事業
- ② 生活福祉の維持向上を図るための事業
- ③ 社会教育と教育研修に係る事業
- ④ 男女平等と人権擁護の推進に係る事業
- ⑤ 町づくりと環境改善に係る事業
- ⑥ 情報化社会の発展を図るための事業
- ⑦ 文化体育の向上を図るための事業
- ⑧ 老人や子供を護るための事業

(2) その他の事業

- ① パソコン教室やチケット販売等に係る事業
- ② 駐輪場や駐車場管理等の施設管理に係る事業
- ③ 家庭や団体への訪問活動や講師派遣に係る事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 NPO法人あかるくする会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員とは、NPO法人あかるくする会の事業目的に賛同し、且つ正会員となることを希望して入会した個人または法人ならびにその従業員。
- (2) 賛助会員とは、NPO法人あかるくする会の事業目的に賛同し、且つ賛助会員を希望して入会した個人および法人ならびにその従業員。
- (3) 特別会員とは、NPO法人あかるくする会に功労があったもの、または学識経験者で理事長が推薦し、且つ理事会で承認を得たものとする。

(入会手続き)

第7条 NPO法人あかるくする会への入会手続きは、入会申込書に必要事項を記入し、事務局へ提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。理事長は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人に、その旨を通知しなければならない。なお、賛助会員と特別会員は総会の出席し意見を述べるができるが、議決権は有さない。ただし、正会員は、総会への出席義務がある。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において、別に定める入会金および会費(年会費)を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 NPO法人あかるくする会の会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。 (9)
- (2) 破産の宣告を受けたとき、または法人が解散ならびに清算したとき。 (9)
- (3) 死亡したとき。 (9)
- (4) 除名されたとき。 (9)

(退 会)

第 10 条 NPO法人あかるくする会の会員は、退会しようとするときは、事務局へ退会届を提出しなければならない。

(会員の除名)

第 11 条 NPO法人あかるくする会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、除名する事が出来る。

- (1) 会費が年度当初から 3ヶ月以上未納となっているとき。
- (2) NPO法人あかるくする会の定款に違反したとき。
- (3) NPO法人あかるくする会の事業推進の妨げとなる行為が認められた場合、または名誉を毀損する行為をした場合。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金または会費およびその他拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役 員 および 職 務

(役 員)

第 13 条 NPO法人あかるくする会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 常務理事以外の理事 3～5名
- (5) 監 事 1～2名

(顧問および参与)

第 14 条 必要に応じて、顧問および参与を置くことができる。

(選 任)

第 15 条 理事および監事は総会において選任し、理事長ならびに副理事長および常務理事は理事の互選により選任する。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。なお、役員に欠員が生じた場合は、補充する。

3 監事は理事又は、この法人の職員を兼ねることができない。

4 顧問および参与は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(職 務)

- 第16条 理事長は、NPO法人あかるくする会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときはその職務を代行する。なお、複数人の場合はあらかじめ理事長が職務代行の順番を指名しておく。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基き、その業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) 財産状況について監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、財産状況または業務執行状況について不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実のあることを発見した場合には、総会または滋賀県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 財産状況または業務執行状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会を招集すること。
- 6 顧問および参与は、必要な事項について審議し、この法人の重要な事項に関し、理事長に建議することができる。

(任 期)

- 第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により、選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。

(解 任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会および運営委員会において、出席者の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会または総会において、その役員に弁明の機会を与えなくてはならない。

(費用弁償等)

- 第19条 役員は無給とする。ただし、常勤役員に対しては、役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支給することができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総 会

(種 別)

第20条 NPO法人あかるくする会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 NPO法人あかるくする会の総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

(第22条第1項)

第22条 総会はこの定款に定めるもののほか、NPO法人あかるくする会の運営に関する重要な議案を議決する。

- (1)定款変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業計画、収支予算とその変更
- (5)事業報告および収支決算報告
- (6)役員を選任、または解任、職務および報酬
- (7)入会金および会費
- (8)借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9)事務局の組織および運営
- (10)その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2)正会員の5分の1以上から、会議の目的を書面により招集の請求があったとき。
- (3)監事から第16条第5項第5号の規定に基づいて招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の目的たる事項、内容、日時および場所を示して、あらかじめ文書をもって(7日以内)に通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、その出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議決事項は第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(3) 残余財産の処分に関する事項。 (第 39 条)

(4) その他理事会が必要と認める事項。 (第 39 条)

4 運営委員会は、理事長が招集する。 (第 40 条)

5 運営委員会の議長(運営委員長)は、運営委員の互選により選出する。 (第 41 条)

6 第 30 条から第 34 条は運営委員会について準用する、この場合において理事会とあるのは、運営委員会、理事とあるのは運営委員と読み替えるものとする。 (第 41 条)

第 8 章 資産および会計

(資産の構成)

第 41 条 NPO 法人あかるくする会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 (第 41 条)

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産 (第 41 条)

(2) 入会金および会費 (第 41 条)

(3) 寄付金品 (第 41 条)

(4) 財産から生ずる収入 (第 41 条)

(5) 事業に伴う収入 (第 41 条)

(6) その他 (第 41 条)

(資産の区別)

第 42 条 NPO 法人あかるくする会の財産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、およびその他の事業に関する資産の 2 種とする。 (第 42 条)

(資産の管理)

第 43 条 NPO 法人あかるくする会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に管理する。 (第 43 条)

会員募集章

(会計の原則)

第 44 条 NPO 法人あかるくする会の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。 (第 44 条)

(会計の区分)

第 45 条 NPO 法人あかるくする会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、およびその他の事業に関する会計の 2 種とする。 (第 45 条)

(事業計画および収支予算)

第 46 条 NPO 法人あかるくする会の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なくてはならない。 (第 46 条)

(暫定予算)

第 47 条 第 46 条の規定に関わらずやむを得ない理由により収支予算が成立しない時には、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を定め、これを執行することができる。 (第 47 条)

2 第 1 項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。 (第 47 条)

(予備費の設定および使用)

第 48 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加および更正)

第 49 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を得て、既定予算の追加または更正をすることが出来る。

(事業報告および収支決算)

第 50 条 NPO法人あかるくする会の事業報告書および収支決算書、貸借対照表、および財産目録等の決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 NPO法人あかるくする会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(臨時の措置)

第 52 条 NPO法人あかるくする会が借入金の借入、その他新たな義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を得なくてはならない。

第 9 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、総会において、出席した正会員数の4分の3以上の同意を得た後、法第 25 条第 3 項に規定する以下の軽微な事項を除いては、滋賀県知事の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所および従たる事務所の所在地
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散および残余財産の処分)

第 54 条 NPO法人あかるくする会は、次の事由が発生した場合に解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁からの設立認証の取消

2 前項第 1 号の事由により、NPO法人あかるくする会を解散するときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の同意を得なくてはならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により、NPO法人あかるくする会を解散するときは、滋賀県知事の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

(第100条第1項第1号第2号)

第55条 NPO法人あかるくする会が解散したときに残存する残余財産は、本法第11条第3項に掲げる者のうち、
国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

(第100条第1項第3号)

第56条 NPO法人あかるくする会が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を
経、かつ、滋賀県知事の認証を得なくてはならない。

第10章 公告の方法

(第100条第1項第4号)

(公告の方法)

第57条 NPO法人あかるくする会の公告は、この法人の掲示板に掲示すると共に、法人のHPに掲載して行う。

第11章 事務局

(設置)

(第100条第1項第5号)

第58条 NPO法人あかるくする会の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

(第100条第1項第6号)

4 事務局の組織および運営に関する必要事項(諸規定)は、理事会の議決を経て、別に定める。

5 事務局内には、定款、役員名簿、決算書類等、必要な諸帳簿・書類を備えておかななくてはならない。

第12章 雑則(第59条)

(細則)

第59条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(第100条第1項第7号)

付 則

1 この定款は、NPO法人あかるくする会の成立した日から施行する。

2 NPO法人あかるくする会の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。

3 NPO法人あかるくする会の設立当初の役員任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17
年8月末日までとする。

4 NPO法人あかるくする会の設立当初の事業計画および収支予算は、第46条の規定にかかわらず、(設立総会の定
めるところによる。

5 NPO法人あかるくする会の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月末日までと
する。

6 NPO法人あかるくする会の設立当初の入会金は、第8条の規定にかかわらず、0円、年会費は3000円とする。

<別紙>

役員名簿

(平成15年度～17年度)

特定非営利活動法人あかるくする会

役名	氏名	報酬の有無
理事長	瀬戸 鷹志	無
副理事長	関 啓介	無
常務理事	関 岳人	無
理事	恩田 将臣	無
〃	馬場 敦子	無
〃	坂本 里恵	無
〃	吉田 知津子	無
〃	増田 治樹	無
〃	横井 正之	無
監事	津村 正信	無
〃	船津 希美	無